

令和3年度資金不足比率

特別会計名	決算数値	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	

資金不足比率

公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので（独立採算の原則）、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支（企業の経営状況）を事前にチェックしています。

※経営健全化基準

地方債協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して20%とされています。（営業収益／年の5%程度の合理化努力×4年のイメージ）